

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討			
税 目	消費税			
要 望 の 内 容	<p>社会保険診療や介護保険サービスは、国民に必要な医療・介護を提供するという高度の公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税は非課税とされている。一方、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の医療機器等の仕入れに係る消費税は課税扱いであり、その税負担分については、社会保険診療報酬や介護報酬において措置してきた。</p> <p>社会保障・税一体改革成案において、「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされたことを踏まえ、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬や介護報酬に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、そのあり方について速やかに検討する。 （消費税法 6 条、消費税法施行令第 14 条、15 条、16 条）</p> <table border="1" data-bbox="874 909 1485 1003"> <tr> <td data-bbox="874 909 1222 1003">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 909 1485 1003">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民に必要な医療・介護を提供するという高い公共性を有している医療機関等や介護サービス提供事業者等が、安定した経営を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会保険診療や介護保険サービスは国民に必要な医療・介護を提供するという高度の公共性を有するものであることから、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税は現在非課税とされている。一方、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬や介護報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。</p> <p>しかしながら一部の医療機関等や介護サービス提供事業者からは、社会保険診療報酬や介護報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。</p> <p>今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬や介護報酬に係る消費税に関する仕組みや、医療機関等や介護サービス提供事業者における負担等を含め、消費税のあり方について検討していくことが必要である。</p>			

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標1 医療サービスを安定的に提供する 施策中目標1 安定的な医療提供体制を構築する 施策大目標5 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る 施策中目標1 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する
		政策の達成目標	医療・介護の公共性に配慮した消費税の適切な負担
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行は社会保険診療報酬や介護報酬で対応
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税について指摘されている問題については、社会保険診療報酬や介護報酬の改定で対応してきた。 一方、消費税のあり方については、平成22年度税制改正大綱において「今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、用途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討」するとされている。	

			したがって本検討にあわせ、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税に関する仕組みや医療機関等における負担のあり方等についても速やかに検討することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			平成9、20、21、22、23年度要望